

【三輪及び四輪以上の軽自動車の税率区分早見表】

初度検査年月	課税年度														
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
平成14年以前															
平成15年1月～平成16年3月															
平成16年4月～平成17年3月															
平成17年4月～平成18年3月															
平成18年4月～平成19年3月															
平成19年4月～平成20年3月															
平成20年4月～平成21年3月															
平成21年4月～平成22年3月															
平成22年4月～平成23年3月															
平成23年4月～平成24年3月															
平成24年4月～平成25年3月															
平成25年4月～平成26年3月															
平成26年4月～平成27年3月															
平成27年4月～平成28年3月															
平成28年4月～平成29年3月															

注)平成15年1月～3月に初度検査を受けた車両は、自動車検査証に「初度検査年」までしか記載されていないため、平成15年4月以降に取得された車両と同様に扱うこととされ、平成29年度から重課の対象となります。

旧税率で課税
 新税率で課税
 重課税率で課税

軽自動車税の税率が変わります!

平成28年度から大きく変わるよ～!



三輪及び四輪以上の軽自動車については、次の車両について新しい税率が適用されます。

- 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両**
 新税率 10,800円*
 ただし、一定の環境性能を有する車両は、該当車両につき1年度分に限り税率が軽減されます。 軽減税率 5,400円又は8,100円*
- 最初の新規検査から13年を経過した車両**
 [平成28年度の対象は、最初の新規検査が平成14年]以前のものとなります。 重課税率 12,900円*

注1)最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄でご確認いただけます。 注2)上記のいずれにも該当しない車両については、税率の変更はありません(7,200円*)。 *すべて、自家用・乗用の場合。

原動機付自転車及び二輪の軽自動車等

平成28年度から原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車については、すべての車両について税率が変わります。新税率については、下表のとおりです。

車種区分	平成28年度以降の税額(年額)	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪車	250cc超	6,000円

注)小型特殊自動車については、市区町村によって税率が異なります。

📅 平成28年度から 📅

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車については、すべての車両について税率が変わります。

【例えば】

車種区分	平成28年度以降の税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下 2,000円
軽二輪車	125cc超250cc以下 3,600円

詳しくは、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。
※このリーフレットの内容は、平成28年1月末現在の法令等に基づいたものです。

三輪及び四輪以上の軽自動車

最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって、適用される税率(年額)が変わります。



一緒に
知ろ〜!

Q1 新しい税率は、どう変わるの?

A 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両は、重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、下表の新税率が適用されます。

軽自動車の種別			新税率(年額)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	10,800円
		営業用	6,900円
	貨物用	自家用	5,000円
		営業用	3,800円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			3,900円

Q2 税率が軽減される場合もあるの?

A 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、平成28年度分に限り、下表のとおり軽課税率(年額)が適用されます。

軽自動車の種別			軽課税率(年額)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車*1 (概ね75%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車	
				基準1*2 (概ね50%軽減)	基準2*3 (概ね25%軽減)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円

*1 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限りです。

*2 乗用
●平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
●平成32年度燃費基準+20%達成車



*3 乗用
●平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
●平成32年度燃費基準達成車



1年度分
だけだよ〜!

貨物用
●平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
●平成27年度燃費基準+35%達成車



貨物用
●平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
●平成27年度燃費基準+15%達成車



Q3

ずっと同じクルマに乗っていたら関係ないの?



A 最初の新規検査から13年を経過した車両は、下表の重課税率が、平成28年度から適用されます。平成28年度に重課税率が適用となる車両は、最初の新規検査が平成14年以前のものとなります。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は、重課税率の対象外となります。

軽自動車の種別			重課税率(年額)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			4,600円

平成28年度
から変わるよ〜!



すべての軽自動車が対象なの?

Q4

A 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両は、重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、下表の旧税率が適用されます。(所有者が変わった場合も含め、税率の変更はありません。)

軽自動車の種別			旧税率(年額)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物用	自家用	4,000円
		営業用	3,000円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			3,100円

Q5

最初の新規検査ってなに?

A 初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたときの検査をいいます。(実質的には、新車として販売された時を指します。)最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。

【自動車検査証部分見本】

この部分をご覧ください

番号00123		自動車検査証		平成27年 4月 1日		軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
〇〇〇△△△ あ 1234	平成 27年4月1日	平成 27年4月	軽自動車	乗用	自家用	箱型	
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅
△△△-12345	4人	-kg	880kg	1100kg		339cm	147cm
高さ	車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量 _並 定格出力	前軸量	後軸量
169cm	□□□□	△△△-◇◇◇	〇〇〇	ガソリン	0.65L	440kg	440kg
型式指定番号	類別区分番号						
△△△△	△△△△						